

- 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（平成30年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教員（学校事務職員を含む）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員は除く） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。）	全職員 （地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等は除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評定結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成29年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、給料水準の引上げ	平成29年4月1日
初任給調整手当の見直し	・ 初任給調整手当の支給月額の上限の引上げ	平成29年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給月額の引上げ	平成29年4月1日
扶養手当の見直し	・ 子に係る手当額を引上げ	平成29年4月1日
通勤手当の見直し	・ 自動車等を使用する職員に対する通勤手当の額の見直し ・ 特別急行列車を利用する職員の通勤手当の額を特別料金等の額の3分の2（改正前2分の1）に引上げ	平成30年4月1日
教員特殊業務手当の見直し	・ 教員特殊業務手当の支給額の引上げ	平成30年4月1日
退職手当の見直し	・ 退職手当の支給水準の引き下げ	平成30年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）

給与構造改革における経過措置額の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ） 	平成24年4月1日 (人事委員会勧告を受けて実施) (経過措置：平成25年3月31日まで)
海事職給料表の新設	<ul style="list-style-type: none"> 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 旅行手当の廃止 	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 初任給の引上げ (行政職大卒の場合：1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]) 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制 	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し 	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等） 支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） 手当の減額（医療業務手当） 運転免許技能試験手当の廃止 	平成18年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ（4/100～16/100→1/100～6/100） 特勤手当の廃止 	平成19年4月1日 平成18年4月1日 平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級相当水準） 職務に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 <p>※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。</p>	平成17年9月1日 (経過措置：平成23年3月31日まで)
退職手当の水準引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）に引下げ 平成20年度に給料月額減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ 	平成25年4月1日 平成30年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	平成28年度 の人件费率
平成29年度	566,495人	359,247,009千円	2,906,409千円	93,352,620千円	26.0%	26.5%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成29年度	10,247人	43,557,934千円	7,244,225千円	15,592,151千円	66,394,310千円	6,479千円

(注) 1 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成29年度	347,764円	344,378円	3,386円 (0.98%)	0.91%

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)
平成29年度	3.99月	4.00月	△0.01月	-

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、平成 29 年度の本県の支給月数は都道府県中 47 位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の支給割合	国家公務員の支給月数 (改定後)
	改定前	改定後		
平成25年度	3.90月	据置	3.89月	3.95月
平成26年度	3.90月	4.00月	4.00月	4.10月
平成27年度	4.00月	4.10月	4.09月	4.20月
平成28年度	4.10月	4.00月	4.02月	4.30月
平成29年度	4.00月	据置	3.99月	4.40月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し (実施時期 平成 27 年 4 月 1 日)

(ア) 給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

(イ) 給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き (調整)。

(ウ) 経過措置 (現給保障)

平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間実施。

イ 地域手当の見直し (実施時期 平成 27 年 4 月 1 日)

段階的に支給割合を引上げ (鳥取県内は支給なし)。

※国は給与改定後、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して支給割合の引上げを行ったが、本県では給与改定後の平成 28 年 1 月 1 日から支給割合を引上げ (引上げ後の各地域の支給割合は国と同じ)。

ウ その他の見直し内容 (実施時期 平成 27 年 4 月 1 日)

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	323,846円	401,450円 350,100円	43.5歳	315,368円	418,016円 340,896円	36.6歳	393,151円	433,902円 412,952円	46.3歳
都道府県平均	328,772円	414,485円	43.1歳	320,446円	456,343円	38.4歳	377,225円	440,594円	44.8歳
国	329,845円	410,940円	43.5歳	317,397円	374,941円	41.3歳	—	—	—

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	373,444円	406,347円 391,011円	44.4歳	317,799円	373,270円 344,390円	41.0歳	404,055円	918,405円 776,536円	36.7歳
都道府県平均	363,803円	420,442円	43.3歳	357,679円	428,827円	43.7歳	458,485円	939,703円	44.8歳
国	—	—	—	399,760円	556,556円	45.7歳	504,548円	850,723円	51.6歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海事職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	305,846円	355,596円 326,261円	41.5歳	304,158円	362,385円 320,645円	41.4歳	335,776円	374,636円 363,805円	41.7歳
都道府県平均	324,180円	392,180円	42.2歳	312,308円	389,374円	40.7歳	—	—	—
国	309,198円	354,099円	46.1歳	315,014円	350,632円	47.2歳	—	—	—

区分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	308,591円	337,342円	321,645円	51.5歳	118人	—	—	—	—	—	—
学校技能班長等	305,986円	330,281円	317,811円	49.5歳	28人	209.3千円	55.9歳	1.58	5,181.0千円	2,833.8千円	1.83
自動車整備士	—	—	—	—	1人	—	—	—	—	—	—
その他	309,202円	339,539円	322,717円	52.1歳	89人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	326,437円	382,344円	—	52.5歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均の数値は平成29年4月1日現在、国の数値は平成30年1月15日現在のものです。
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成27年～29年の平均）。
7 現業職の職種については、学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「用務員」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等に一致しているものではありません。また、自動車整備士については、職員数が少ないため、掲載していません。
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

(単位：円)

区分	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	186,400
	高校卒	152,000
警察職	大学卒	215,900
	高校卒	173,200
高等学校教育職	大学卒	208,100
	高校卒	163,000
小・中学校教育職	大学卒	208,100
	高校卒	163,000
研究職	大学卒	193,200
医師等医療職	大学6卒	303,500
薬剤師等医療職	大学6卒	211,500
	大学卒	192,300
	短大3卒	182,200
看護師等医療職	短大3卒	207,000
海事職	大学卒（航海士等）	228,200
	大学卒（甲板員等）	213,200
現業職	高校卒	147,500

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	経験年数	10年	20年	25年	30年	40年 (大卒は35年)
		一般行政職	258,040円	330,248円	354,394円	383,375円
警察職	大学卒	295,275円	379,500円	424,000円	401,779円	405,760円
	高校卒	262,500円	347,456円	382,300円	415,729円	※1 411,682円
高等学校教育職	大学卒	306,720円	379,286円	400,763円	415,101円	420,320円
	高校卒	—	—	338,000円	※2 367,850円	—
小・中学校教育職	大学卒	308,029円	374,263円	388,407円	402,345円	411,019円
研究職	大学卒	270,233円	332,917円	360,756円	388,480円	400,033円
薬剤師等医療職	大学卒	264,400円	※3 328,533円	358,067円	—	—
現業職	高校卒	—	—	※4 294,033円	302,729円	※5 319,550円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
2 ※1から※5までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
※1：39年、※2：31年、※3：18年、※4：26年、※5：39年
3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。